

鳥取縣公報

第三百六十號
昭和七年十月七日

金曜日

縣令

◆鳥取縣令第四十四號

昭和四年四月鳥取縣令第三十三號穀物検査手數料規則中左ノ通改正ス

昭和七年十月七日

鳥取縣知事 館 哲 二

第一條中一、移出検査ヲ受クルモノ 金 八 錢 ノ次ニ

但シ 三六、〇八立(二斗)又ハ正味重量三十斤ノモノ金四錢ヲ加フ

◆鳥取縣令第四十五號

結核患者救療規程左ノ通定ム

昭和七年十月七日

鳥取縣知事 館 哲 二

00220

結核患者治療規程

第一條 結核(内臓)患者ニシテ本縣内ニ居住シ他ノ救扶ヲ受クルニ非ザレバ療養ノ途ナキ者(以下單ニ患者ト謂フ)ニ對シ當該年度豫算ノ範圍内ニ於テ本令ニ依リ左ノ救療ヲ施行ス

- 一 健康相談
- 二 巡回診療
- 三 巡回看護
- 四 榮養食品ノ給與

第二條 本令施行ノ爲結核豫防委員(以下單ニ委員ト謂フ)ヲ置ク

委員ハ縣職員、警察署長、市町村長其ノ他適當ト認ムル者ニ就キ知事之ヲ命ジ又ハ囑託

第三條 健康相談ハ鳥取市東町鳥取縣警察部衛生課及米子市灘町鳥取縣立米子保健病院ニ於テ其ノ需ニ應ズ但シ必要ト認ムルトキハ臨時日時、場所ヲ定メ之ヲ行フコトアルベシ

第四條 健康相談ヲ受ケントスル者ハ前條所定ノ場所ニ出頭シ、巡回診療、巡回看護又ハ榮養食品ノ給與ヲ受ケントスル者ハ委員ニ其ノ旨申出ヅベシ

第五條 榮養食品ヲ給與スルノ必要アリト認メタル患者ニ對シ第一號様式ノ給與券ヲ交付ス給與券ノ有効期間ハ交付ノ日ヨリ十日トス

00221

第六條 給與券ノ交付ヲ受ケタル者ハ警察署長ノ指定シタル營業者ニ就キ一人一日金十錢未滿ノ範圍ニ於テ現品ヲ受クベシ

第七條 前條ノ營業者ハ榮養食品ノ代償ヲ第一號(裏面)様式ニ依リ所轄警察署長ニ請求スベシ前項ノ請求ハ給與券發行ノ年度内ニ限ル

第八條 救療中ノ患者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ救療ヲ停止スルコトアルベシ

- 一 適當ノ扶養義務者アルニ至リタルトキ
- 二 他ニ療養ノ途アルニ至リタルトキ
- 三 轉歸又ハ他府縣ニ轉住シタルトキ
- 四 委員ノ指示ニ從ハザルトキ
- 五 前各號ノ外救療ノ必要ナシト認メタルトキ

第九條 本令ニ依リ救療スベキ患者ニ對シテハ消毒ニ必要ナル藥品ヲ給與スルコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ當分ノ内鳥取市、米子市及其ノ接續町村ニ限り之ヲ施行ス

00222

第一號樣式

(用紙半紙大)

(表)

印契	給與券
受給者 住所 市町大字 番	氏名 郡市村大字 番
給與期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	取扱者 住所 市町大字 番 氏名
交付ノ時 昭和 年 月 日	發行ノ時 昭和 年 月 日

鳥取縣 縣印

使用ニ關スル注意

- 一、本券ハ日本放送協會納付金ニ依リ他ニ療養ノ途ナキ患者ニ對シ榮養食品ヲ給與スル目的ヲ以テ發行ス
- 二、給與ハ患者又ハ之ト同居スル者ニ限り其ノ要求スル榮養食品ヲ交付スルモノトス
- 三、本券ノ有効期間ハ使用開始ノ日ヨリ十日間トス期間滿了後繼續給與ヲ受ケントスル者ハ更ニ委員ニ申出ヅベシ
- 四、本券ニ依ル給與ハ十日間ヲ通ジ金額壹圓ヲ超過スルコトヲ得ズ
- 五、本券ノ使用期間滿了シタルトキハ裏面記載ノ請求書ニ所要事項ヲ記入シ所轄警察署ニ提出シ現金ノ支拂ヲ受クベシ
- 六、本券ニ依ル給與金額ノ支拂期間ハ昭和 年三月三十一日限リトス

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
 印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海 鳥取刑務支所

昭和七年十月七日印刷
昭和七年十月七日發行

00223

第一號樣式

(裏)

一金 圓 拾 錢也	請求者 住所 市町大字 番	請來 年月日 昭和 年 月 日	領收者 年 月 日 警察署長殿
受給者 住所 市町大字 番 氏名	給與期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	頭書金額正ニ領收候也	警察署長殿
給與日數 至昭和 年 月 日	結核患者治療規程ニ依リ頭書ノ金額 請求候也		

榮養食品	品名	數量	單價	金額
交付月日				
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
月				錢
計				錢也

訓令

◆鳥取縣訓令甲第三十號

警察部長
警察署長
保險病院長
市町村長
結核豫防委員

結核患者救療規程施行手續左ノ通定ム

昭和七年十月七日

鳥取縣知事

館

哲

二

結核患者救療規程施行手續

第一條 結核患者救療規程(以下單ニ規程ト謂フ)第二條ノ結核豫防委員左ノ如シ

- 一 結核豫防委員長 一名

00225

00224

二 結核豫防委員副長 一名

三 結核豫防委員 若干名

結核豫防委員長(以下單ニ委員長ト謂フ)ハ警察部長、結核豫防委員副長(以下單ニ副長ト謂フ)ハ衛生課長、結核豫防委員(以下單ニ委員ト謂フ)ハ持ニ知事ノ命ジ又ハ囑託シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第二條 委員長ハ救療事務ヲ統轄シ副長ハ委員ノ職務ニ從事スルノ外委員長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理スベシ

委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ他ノ法令ニ別段ノ規程アルモノノ外規程竝ニ本手續ニ依リ結核豫防及患者ノ救療ニ從事スベシ

第三條 委員患者ヲ發見シ又ハ規程第四條ノ申出ヲ受ケタルトキハ其ノ狀況ヲ調査シ適當ト認ムル救療機關ヲシテ無料診療ヲ行ハシメ其ノ結果ヲ第一號様式ニ依リ速ニ知事ニ報告スベシ

第四條 委員榮養食品給與ノ要アル患者ヲ發見シ又ハ給與ノ申出ヲ受ケタルトキハ所轄警察署長ヨリ給與券ヲ受ケ速ニ患者若ハ其ノ同居者ニ交付シ警察署長ノ指定シタル營業者ニ就キ現品ヲ受ケシムベシ

00226

第五條 委員ハ毎月二回以上患家ニ臨ミ診療竝ニ消毒方法ノ施行其ノ他必要アリト認メタル事項ヲ患者又ハ其ノ同居者ニ指示督勵シ其ノ視察狀況ハ第二號様式ニ依リ其ノ都度委員長ニ報告スベシ

第六條 患者又ハ其ノ同居者ニ對シ委員ノ指示スベキ事項概ネ左ノ如シ

- 一 唾痰ハ唾壺、紙片、布片、又ハ下水便池其ノ他病毒傳播ノ危険ナキ場所ニ略出スルコト
- 二 唾壺内ノ唾痰ハ二十倍塩酸加石炭酸水ノ同容量ヲ加ヘ充分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ三十分以上煮沸シタル後下水又ハ便池ニ投棄スルコト
- 三 唾痰ノ附着シタル紙片、布片ハ燒却シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 四 咳嗽、噴嚏ノ際ハ紙片、布片等ニテ鼻口ヲ覆フコト
- 五 患者ノ食器、手拭、寢具等ハ専用トシ衣服、寢具ハ時時日光ニ曝シ又ハ他ノ方法ニ依リ消毒スルコト
- 六 患者ノ居室ハ採光、換氣ニ注意シ掃除ハ濕布ヲ以テ拭淨シ塵埃ノ飛散ヲ防グコト
- 七 患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他病毒ニ汚染シタル物件ハ消毒後ニ非ザレバ他人ニ交付シ又ハ使用セシメザルコト
- 八 患者、居室又ハ住家ヲ轉ジタルトキハ其ノ使用シタル居室若ハ住家ノ必要ト認ムル場ニテ消毒スルコト

00227

毒スルコト

- 九 看護其ノ他ノ爲患者ノ居室ニ出入シ若ハ患者ニ近接シ又ハ病毒汚染ノ物件ヲ取扱フ者ハ其ノ都度手指ヲ消毒シ且清潔ナル口覆上衣及足袋ヲ着用シ使用後ハ之ヲ消毒スルコト
 - 十 肺結核ニシテ咳嗽、咯痰アル者喉頭結核ニシテ咳嘔頻發スル者ハ成ルベク他トノ交通ヲ避ケ公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乗合ノ船車其ノ他公衆ノ出入スル場所ニ立入ラザルコト
 - 十一 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト
 - 十二 患者ノ死體ハ消毒ヲ行ヒタル後成ルベク火葬ニスルコト
 - 十三 其ノ他委員ニ於テ豫防上特ニ必要ト認メタル事項
- 第七條 醫師タル委員患者ヲ診斷シタルトキハ患者又ハ其ノ同居者ニ對シ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示シ其ノ狀況ハ第三號様式ニ依リ委員長ニ日報スベシ
- 第八條 看護婦タル委員ハ委員長ノ指揮ニ從ヒ毎週二回以上患家ニ臨ミ患者ニ就キ治療及消毒其ノ他豫防方法ノ施行ニ關シ指導又ハ介補シ其ノ狀況ハ第四號様式ニ依リ委員長ニ日報スベシ

第九條 結核豫防委員ニハ豫算ノ範圍内ニ於テ手當ヲ支給シ又ハ其ノ身分ニ應ジ旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ 看護婦タル委員患家ニ臨ミ前條ノ勤務ニ服シタルトキハ一日ニ付金五十錢ノ日額旅費ヲ支給ス

第十條 警察署長ハ肝油、新鮮ナル牛乳、鶏卵、蔬菜、果實其ノ他患者ノ榮養食品トシテ適當ナル飲食物ヲ販賣スル營業者ヲ指定シ其ノ住所、職業、氏名、年齢及販賣スル物品名竝ニ其ノ時價表ヲ具シ指定ノ都度委員長ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十一條 警察署長タル委員ハ別ニ配布ノ給與券ヲ保管シ委員又ハ患者若ハ其ノ同居者ヨリ之ガ交付ノ申出アリタルトキハ必要ノ程度ヲ調査シ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ交付スベシ

給與券ノ受拂竝ニ之ニ關シ配當シタル豫算ハ第五號様式ノ給與券整理簿ニ記入シ其ノ收支ヲ明ニスベシ

第十二條 警察署長規程第七條ノ請求書ヲ受理シタルトキハ其ノ當否ヲ精算シ請求金額ヲ支拂フベシ

給與券竝ニ之ニ關スル豫算ノ經理狀況ハ當月分ヲ取纏メ第六號様式ニ依リ翌月十日迄ニ委員長ニ報告スベシ

第十三條 規程及本手續ニ依ル消毒ノ方法ハ大正八年十月内務省令第二十號結核豫防法施行規則ニ準據スベシ

第十四條 本手續ニ依リ知事又ハ委員長ニ提出スベキ文書ハ封披ニ「結親展」ト記シ所轄警察署長ヲ經由スベシ

附 則

本手續ハ規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號 様 式 (用紙半紙)

報 告 年 月 日

豫防委員住所

(官職) 氏

名

印

鳥取縣知事宛

結核患者治療報告

一 患者ノ住所、職業、氏名、生年月日

二 生計狀況

00230

- 三 扶養義務者ノ住所、氏名、並其ノ生計狀況
- 四 同居者ノ員數、資産及收入狀況
- 五 推定發病 年 月 日
- 六 既往ノ治療狀況
- 七 既往ノ消毒其ノ他豫防狀況
- 八 患者ヲ引渡シタル診療機關ノ名稱及其ノ日時
- 九 報告者ニ於テ救療シタルトキハ其ノ狀況
- 十 指示シタル事項

第二號様式 (用紙半紙型)

委員長	副長	委員	主任	所理者
-----	----	----	----	-----

患家視察狀況報告 昭和 年 月 日提出

豫防委員住所(官職)

氏 名

印

豫防委員長殿

00231

患者氏名	患者住所	所視察年月日時
市町	市町	
郡村	大字	
	番地	昭和 年 月 日 午 時
治療狀況		
榮養狀況		
消毒狀況		
指示又ハ		
注意事項		
改善ヲ要スト		
認メタル事項		

第三號 様式(用紙半紙型)

委員長	副長	委員	主任	所理者
				日 月

患者 診斷報告

豫防委員長 殿

診察	報告	委員氏名印
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	

氏 名 戶主ノ續柄 本籍及住所 職 業生年月日

推定發病年月日 氏扶養義務者同族數身數卑族數其他

昭 和 年 月 日 頃

既 遺 傳 幼時ノ健康狀態

往	症	現
月經及分娩經過	嗜好	自覺症(睡眠、食慾、咳嗽、勢感、便通、其ノ他)
病名及病症程度	發病前ノ醫療狀況	體位及臥位
細菌検査	習 慣 育	體格、筋肉、皮下脂肪
過去ノ職業	教 育	
同居患者ノ有無	嗜 好	
	發病前ノ醫療狀況	
	病 歷 誘 因	

在											
皮膚色及浮腫	体温、呼吸、脈膊	頭部、顔面、音聲	眼、耳、鼻、咽喉、口、	頸部及胸廓、心窩角、脊柱	胸部 触診	胸部 聽診	肺部 打診	血行器系ノ狀況	消化器系ノ狀況	泌尿器系ノ狀況	便通
症	神經系ノ狀況	反射機能	咯痰、尿尿検査成績	成							

第四號様左 (用紙半紙型)

レントゲン検査 又ハ寫眞	豫 本病ノ豫後	後 生命ノ豫後
-----------------	------------	------------

委員長	副長	委員	主任	所理者
巡回看護報告				
豫防委員長殿				
提出	巡回	年月日	提出	巡回
委員氏名印		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日

患者氏名	患者住所
郡市 村町	郡市 村町
郡市 村町	郡市 村町
郡市 村町	郡市 村町

清潔狀況	消毒狀況	消毒藥ノ有無	服藥ノ有無	訪問時間
				至自 後午前 時分
便寢上 所具衣 其病肌 他室衣	便手食被 所指器服 其便唾寢 他器壺具	石炭酸水 クレゾール水	散藥 水藥 頓用 合嚔	至自 後午前 時分
便寢上 所具衣 其病肌 他室衣	便手食被 所指器服 其便唾寢 他器壺具	石炭酸水 クレゾール水	散藥 水藥 頓用 合嚔	至自 後午前 時分
便寢上 所具衣 其病肌 他室衣	便手食被 所指器服 其便唾寢 他器壺具	石炭酸水 クレゾール水	散藥 水藥 頓用 合嚔	至自 後午前 時分
便寢上 所具衣 其病肌 他室衣	便手食被 所指器服 其便唾寢 他器壺具	石炭酸水 クレゾール水	散藥 水藥 頓用 合嚔	至自 後午前 時分

榮養食品攝取 狀況	及 食事		訪問時間ニ於ケ ル患者經過	指示又ハ注意ヲ 與ヘタル事項	改善ヲ要スルト 認メタル事項
	訪問日	訪問前			
體温 脈膊 呼吸 咳嗽 咯痰 咯血 盜汗 尿量 尿回数	晝朝	晝朝	精神 睡眠 眩暈 動作 頭痛 疼痛 食慾 尿量 尿回数		
	茶夕	茶夕			
體温 脈膊 呼吸 咳嗽 咯痰 咯血 盜汗 尿量 尿回数	晝朝	晝朝	精神 睡眠 眩暈 動作 頭痛 疼痛 食慾 尿量 尿回数		
	茶夕	茶夕			
體温 脈膊 呼吸 咳嗽 咯痰 咯血 盜汗 尿量 尿回数	晝朝	晝朝	精神 睡眠 眩暈 動作 頭痛 疼痛 食慾 尿量 尿回数		
	茶夕	茶夕			
體温 脈膊 呼吸 咳嗽 咯痰 咯血 盜汗 尿量 尿回数	晝朝	晝朝	精神 睡眠 眩暈 動作 頭痛 疼痛 食慾 尿量 尿回数		
	茶夕	茶夕			

第五號樣式ノ一 (用紙半紙型)

月	日	受	拂	殘	受給者住所氏名備	考
		枚	枚	枚		

第五號樣式ノ二

月	日	受	拂	殘	領收者住所氏名備	考
		圓	圓	圓		
		錢	錢	錢		

第六號 様式 (用紙半紙型)

委員長	副長	委員	主任	所理
-----	----	----	----	----

治療月報 (月分)

提出月日 昭和 年 月 日

報告者 警察署長

豫防委員長殿

一金 圓 錢也 患者治療費支拂額

支拂累計金 圓 豫算額金 圓 錢 錢

給與券交付累計 枚 給與券受高 枚 錢

回	一	第	者	患	住	所	名	名	額	間	自	至	月	月	日	日	日	間				
住	拂	氏	拂	金	期	品	氏	住	所	名	名	額	間	自	至	月 <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>間</td>	月	日	日	日	間	
	渡		渡																			

計	回	三	第	回	二	第	回	三	第														
金	日	品	住	拂	氏	拂	金	期	品	住	拂	氏	拂	金	期	品	住	拂	氏	拂	金	期	品
額	敷	名	所	人	名	人	額	間	自	至	月	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

00242

◆鳥取縣訓令甲第三十一號

市町村 土木出張所 長

時局匡救土木費縣費補助規程左ノ通定ム

昭和七年十月七日

鳥取縣知事 館 哲 二

時局匡救土木費縣費補助規程

第一條 市町村ニ於テ時局匡救ノ目的ヲ以テ左ノ土木工事ヲ施行スル場合ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ交付ス

一 樞要ナル道路、橋梁ノ新設又ハ改築工事

二 河川改修工事

三 港灣新築又ハ修築工事

四 河川ノ砂防工事

第二條 補助金ハ縣ニ於テ査定シタル工費ノ四分ノ三以內トス

00243

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル市町村ハ左ノ書類ヲ具シ知事ニ申請スベシ

一 工事設計書

二 圖 面

道路ノ新設若ハ改築又ハ河川ノ改修若ハ砂防工事ニ在リテハ實測平面圖(縮尺千分ノ一)

縱斷面圖 (縮尺長百分ノ一) 橫斷面圖 (百分ノ一)

橋梁ノ新設、港灣ノ新築又ハ修築工事ニ在リテハ構造圖(縮尺適宜)及附近ノ狀況ヲ知ルニ足ルベキ平面圖

三 潰地調書

四 地上物件移轉調書

五 工事ニ關スル市町村會ノ決議書歳入出豫算書並起債決議書

第四條 補助工事ハ知事ノ査定シタル設計ニ依リ施行スベシ

第五條 補助内定額ノ通知ヲ受ケタルトキハ速ニ當該歳入出豫算ヲ調製シ市町村會ノ決議ヲ經テ提出スベシ

第六條 工事ハ直營ヲ以テ施行スベシ但シ特別ノ事情アル場合ニ限り知事ノ許可ヲ受ケ部分請負ニ附スルコトヲ得

第七條 工事ニ着手シタルトキハ七日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

第八條 特ニ急施ヲ要スル工事ニ付テハ知事ノ承認ヲ受ケ補助指令前ニ於テ工事ニ着手スルコトヲ得

第九條 左ノ場合ニ於テハ知事ノ許可ヲ受クベシ

一 指令期間内ニ工事竣工セズ工事期間ノ伸長ヲ爲サントスルトキ

二 設計ノ變更ヲ要スルトキ

三 工事ノ全部又ハ一部ノ廢止ヲ爲サントスルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テ次年度ニ繰越ヲ要スルトキ第二號ノ場合ニ於テ既定豫算ヲ超過スルトキ又ハ第三號ノ場合ニ於テハ之ニ關スル市町村會ノ決議書(豫算ニ關係アルモノハ其ノ謄本添付ヲ要ス)ノ謄本ヲ提出スベシ

第十條 設計變更ノ爲工事ニ増減ヲ來シタルトキハ其ノ割合ニ依リ補助金ヲ増減ス但シ増額ハ當初ノ

指令額ヲ超ヘザルモノトス

第十一條 左ノ場合ニ於テハ補助ヲ取消シ又ハ補助金ヲ減額スルコトアルベシ

一 第六條乃至第九條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 工事ノ施行緩慢ニシテ竣工ノ見込ナシト認めタルトキ

三 工事ノ出來形粗惡ナルトキ

前項ニ依リ補助ヲ取消シ又ハ補助金ヲ減額シタル場合ニ於テ補助金ノ内渡ヲ爲シタルモノアルトキハ其ノ金額又ハ過渡額ヲ還納セシム

第十二條 工事竣工シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ヅベシ但シ一指令中一箇所以上竣工シタルトキハ其ノ都度報告スベシ

第十三條 竣工検査完了シタルトキハ十日以内ニ事業費精算書及出來形調書支拂證憑書寫並潰地及地上物件移轉調書ヲ添ヘ知事ニ申請シ其ノ認定ヲ受クベシ

第十四條 補助金ハ精算認定後之ヲ交付ス但シ工事進捗上必要ト認めタル場合ハ工程書ニ基キ左ノ區分ニ依リ該當補助額(圓位ニ止ム)ノ十分ノ九以内ノ假渡ヲ爲スコトアルベシ

一 補助額 三百圓以上五百圓未満 二 一回

00246

- 二 同 五百圓以上千圓未滿 三 回
- 三 同 千圓以上二千圓未滿 五 回
- 四 同 二千圓以上ノ場合ハ二千圓ヲ増ス毎ニ一回ヲ加フ

第十五條 補助金ノ假渡ヲ受ケントスルトキハ所管土木出張所長ノ工程檢査ヲ受ケ請求スベシ

第十六條 補助工事並第八條ニ規定スル工事ニ付テハ隨時官吏吏員ヲ派遣シ又ハ必要ナル指示ヲ爲

サシムルコトアルベシ

第十七條 本規程ニ依リ提出スベキ書類ノ様式ハ(補助申請書ヲ除ク)大正十三年六月鳥取縣訓令

甲第八號土木費縣費補助規程ノ様式ヲ準用ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

時局匡救土木費縣費補助申請

何々線何郡市何町村大字何字何(何川筋何郡市何町村大字何字何)

一 何々 工事 工 費 何 程

一 何々 工事 工 費 何 程

00247

此工事費總額 何 圓

金 何 程 縣費補助申請額

金 何 程 何々(寄附)

金 何 程 何市町村負担

右時局匡救土木事業トシテ施行致度候ニ付縣費補助相成度工事施行ニ關スル市町村會ノ決議書歳入出豫算書及工事設計書其ノ他關係書類相添此段申請候也

昭和 年 月 日

何郡市何町村長

氏 名

知 事 宛

告 示

◇鳥取縣告示第四百十九號
炭竈構築補助規程左ノ通之ヲ定ム

昭和七年十月七日

鳥取縣知事

館

哲

二

炭竈構築補助規程

第一條 製炭ノ改良ヲ獎勵スル爲本縣内ニ於テ三箇年以上製炭ニ從事シ現ニ製炭ヲナシツアル者ニシテ知事ニ於テ優良ト認ムル炭竈ヲ構築スル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス但シ一世帯一竈トシ炭燒夫自ラ構築スルモノニ限ル

第二條 補助金ハ新設ニ要シタル經費ノ四分ノ一以內トシ工事ノ難易成績ノ良否ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ第一號様式ニ依ル申請書ヲ其ノ町村ヲ擔當スル木炭検査員ヲ經テ前年度二月末日迄ニ知事ニ提出スベシ

第四條 補助ノ指令ヲ受ケタハ後築竈箇所又ハ竈ノ種別ヲ變更セントスルトキハ知事ノ承認ヲ受ケベシ

第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ十二月末日迄ニ事業完了ノ上直ニ第二號様式ニ依ル完了届ヲ提出スベシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合知事ハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 申請書又ハ完了届ニ虚偽ノ記載ヲナシ又ハ不正ノ行爲アリタルトキ
- 二 第五條ノ期間内ニ事業完了ノ見込ナシト認メタルトキ又ハ完了セザルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ昭和七年度ニ限り十月十五日迄トス

第一號様式

炭竈構築補助金交付申請書

築竈箇所	郡	村	大字	字	山林 原野 地内
竈ノ種別	白炭	(黒炭)			
竈ノ法式	式				
見込出炭量	貫	但シ	奥行	尺	横巾
築竈經費	圓			尺	寸
				腰高	尺
					寸

00250

經費內譯		種別	數量	單價	金額	摘要
人夫賃						
材料費						
小屋掛費						

右構築可致候條補助金交付相成度此段及申請候也

年 月 日

郡 町大字

申請者 氏 名 印

第二號様式

炭竈構築事業完了届

指令年月日	構築箇所	種別	法式	經費	着手年月日
昭和年月日	郡 町村 大字	炭	式		終了年月日

00251

右構築候條經費精算書相添及御届候也

年 月 日

郡 町大字

氏 名 印

知事宛

經費精算書

種別	數量	單價	金額	摘要
人夫(男)				
同(女)				
土管				
其他				
計				

鳥取縣告示第四百二十號

大正七年十一月鳥取縣告示第三百二十二號金百圓未滿又ハ金百圓未滿ニ相當スル物件寄附者表彰方ノ件ハ之ヲ廢止ス

昭和七年十月七日

鳥取縣知事 館

哲 二

◆鳥取縣告示第四百二十一號

左記ノ通養蚕實行組合設立ノ届出アツタリ

昭和七年十月七日

鳥取縣知事 館

哲 二

名	稱	事務所ノ所在地	設立年月日
中濱村佐斐神養蚕實行組合	鳥取縣西伯郡中濱村大字佐斐神千八拾五番地ノ貳	同	昭和七年八月三十一日
扶容	同	八頭郡大御門村大字殿四百八拾番地	同
根雨町	同	日野郡根雨町大字根雨六百五拾參番地	同
上野町	同	八頭郡上私都村大字野町貳拾七番地	同
福米	同	西伯郡福米村大字西福原九百四拾四番ノ壹	同

五千石村	同	同五千石村大字諏訪百九拾五番地ノ貳	同
大國	同	同大國村大字原四百七拾四番地	同
正條村	同	同氣高郡正條村大字勝見六百六拾番地ノ貳	同
由良町由良中央	同	同東伯郡由良町大字由良百七拾七番地	同
加茂村	同	同西伯郡加茂村大字河崎參百七拾六番地	同
田後村	同	同岩美郡田後村六拾八番地ノ貳	同
槻下	同	同東伯郡伊勢崎村大字槻下貳拾九番屋敷	同
富益村	同	同西伯郡富益村八百九番地	同
縣村	同	同縣村大字福萬參百四拾五番地	同
麻生	同	同入頭郡上私都村大字麻生貳百七拾貳ノ内壹番地	同
昭和麻生	同	同貳百四拾參番地	同
小田村高住	同	同岩美郡小田村大字高住百八拾壹番地	同
外邑	同	同大字外邑貳百參拾壹番地壹	同

院内同	同	大字院内貳百四拾壹番地	同
岩常同	同	大字岩常貳百七拾五番地	同
小田村池谷同	同	大字池谷七拾七番地	同
姫路同	同	八頭郡上私都村大字姫路貳百參拾八番地	同

◆鳥取縣告示第四百二十二號
 縣下日野郡石見村大字上石見ニ於テ左記ノ通家畜傳染病發生セリ
 昭和七年十月七日

鳥取縣知事 館 哲 二

病名畜類	性	年令	發病月日	轉歸月日
氣腫疽	牛	牝	一歲	昭和七年九月十九日
				昭和七年九月二十日

◆鳥取縣告示第四百二十三號
 兵庫縣姫路市北條口一四番ノ三墓地十八坪六合八勺ハ今般新設道路敷地トナリ全部改葬スル事トナ
 リタルニ付右墓地ノ葬主又ハ縁故者ハ昭七十月十五迄ニ兵庫縣飾磨郡城南村市之郷明泉寺住職名和
 達雄ヘ申出ヅベク若シ右期限迄ニ申出ナキモノハ右管理人ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會アリタリ
 昭和七年十月七日

鳥取縣知事 館 哲 二

昭和七年十月七日印刷
 昭和七年十月七日發行

發行者 取縣鳥取市東町 縣
 鳥取縣高郡大正村大字古海
 印刷所 鳥取刑務支所